

# 先端設備等導入計画のご案内

～中小企業の設備投資を支援します！～

米子市では、市内中小企業者の前向きな投資や賃上げを後押しするため、中小企業等経営強化法に基づき、「米子市導入促進基本計画」を策定しました。

これにより、令和7年度から令和8年度までの2年間に「先端設備等導入計画」を策定し、設備取得を行った中小企業者は、新たな固定資産税の特例制度による支援等を受けることができます。

## 「先端設備等導入計画」認定によるメリット

- 1 生産性を高めるための設備を取得した場合、**取得した償却資産に係る固定資産税の軽減措置**による税制面の支援を受けられます。  
必要要件…投資利益率年平均5%以上かつ雇用者給与等支給額の引き上げ  
計画内で1.5%以上の賃上げ表明：課税標準額を3年間2分の1に軽減  
計画内で3.0%以上の賃上げ表明：課税標準額を5年間4分の1に軽減
- 2 「別枠融資」など、信用保証協会による**資金調達に関する支援**が受けられます。

## 「先端設備等導入計画」とは？

「先端設備等導入計画」は中小企業者が計画期間内に先端設備を導入することにより、労働生産性を向上させることを目的に策定します。

要件	内容
対象者	・中小企業等経営強化法第2条第1項に該当する中小企業者 ・米子市内にある事業所において設備投資を行うもの
計画期間	3年間、4年間、5年間のいずれかの期間で目標を達成する計画
労働生産性	基準年度（直近の事業年度末）比で労働生産性が年平均3%以上向上すること 労働生産性 = (営業利益 + 人件費 + 減価償却費) ÷ 労働投入量 労働投入量 … 労働者数又は労働者数 × 1人当たり年間就業時間 ※労働者数は期間内において減少させないこと
先端設備等の種類	労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記設備で、 <b>令和9年3月31日までに取得予定</b> の設備 機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア ※ただし、太陽光発電設備に関しては、景観や環境に配慮し、全量売電を目的とせず、自ら消費する設備及び余剰電力の売電収入を得るための設備のみを対象とし、市内の自己所有に属する建物に設置する場合に限る

お問合せ先

米子市経済部商工課

所在地/〒683-0067 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地（市役所本庁舎2階）

電話/0859-23-5217 ファクシミリ/0859-23-5354 Eメール/ shoko@city.yonago.lg.jp

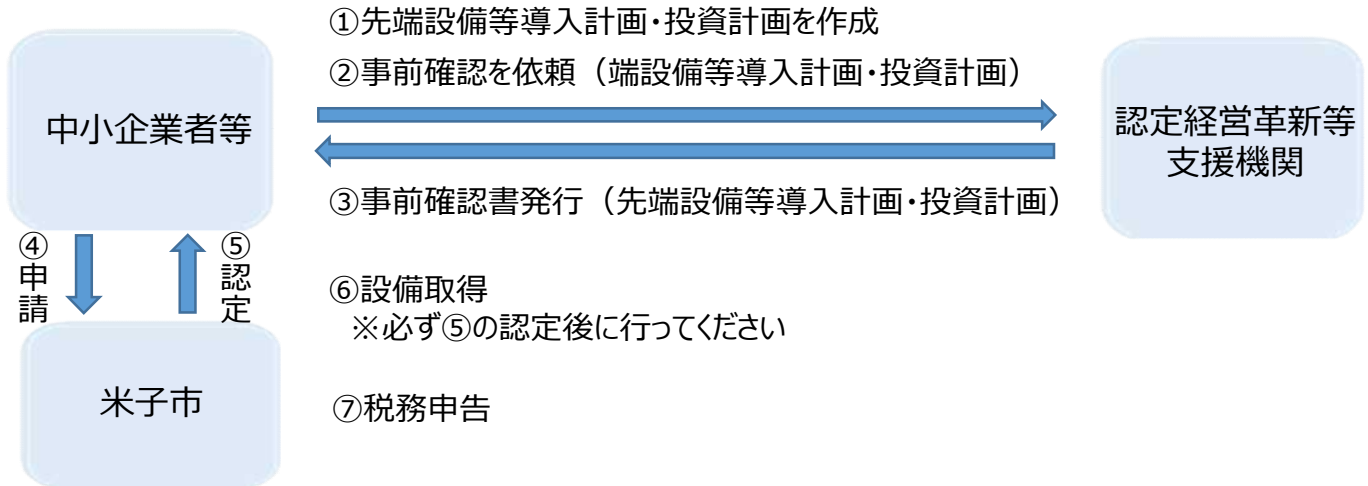


## 申請に必要な書類

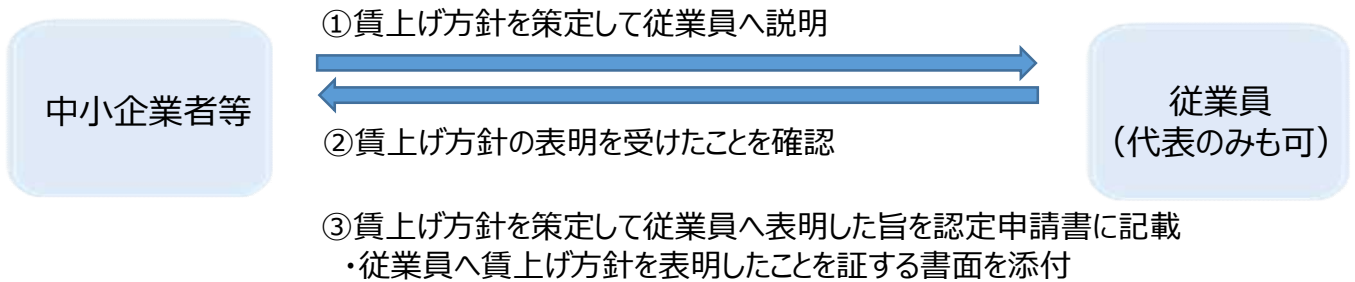
- ①先端設備等導入計画に係る認定申請書
- ②認定支援機関確認書
- ③市税等納付確認同意書
- ④役員等調書兼照会承諾書
- ⑤登記簿等（本社所在地、事業の実態を確認するため）

- ＜固定資産税の特例を受ける場合＞ ①～⑧
- ⑥先端設備等に係る投資計画に関する確認書
  - ⑦別紙（基準への適合状況）
  - ⑧従業員への賃上げ方針の表明を証する書類

## 先端設備等導入計画の流れ



## 賃上げ方針を表明し、固定資産税の軽減措置を受けたい場合



## 固定資産税の特例を受ける場合

先端設備等導入計画の認定を受け以下の要件を満たした場合、特例を受けることができます。

要件	内容
対象者	・資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人 ・従業員数1,000人以下の中小企業者等（大企業の子会社を除く）
対象設備	賃上げ表明をしたことを位置づけた先端設備等導入計画に従い取得する設備であり、かつ投資利益率が年平均5%以上の投資計画に記載された下記設備で中古資産を除く（※令和9年3月31日までに取得したものに限り） 投資利益率 = (営業利益 + 減価償却費) の増加額 ÷ 設備投資額 ①機械装置（160万円以上） ②測定工具及び検査工具（30万円以上） ③器具備品（30万円以上） ④建物附属設備（60万円以上）



<https://www.city.yonago.lg.jp/24283.htm>

↑ 申請様式は、こちらからダウンロードしてください。

米子市 商工課

